

重要:このソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」という)は下記の株式会社ソリトンシステムズ(以下「ソリトン」という)のソフトウェアの使用に関して、お客様とソリトンとの間で合意される法的な契約です。本ソフトウェアのインストーラ(インストール用モジュール)で「同意します」を選択し継続実行するか、本ソフトウェアをインストールすることにより、お客様は本契約の各条項に拘束されることを承諾したことになります。もし、お客様が使用許諾条件に同意できない場合は、インストール作業を中断しお客様の端末上から本ソフトウェアを削除してください。

ソリトンは、民法第548条の4に定める定型約款の変更の規定に従い、本契約を変更する旨、変更の内容及び変更の効力発生日を、ソリトンのウェブサイト上での表示、お客様に対する電子メールでの通知等の方法等にて通知することにより、お客様の事前の承諾を得ることなく本契約を変更することができるものとします。本契約の変更後に本ソフトウェアを使用した場合、お客様は変更内容に同意したものとみなします。本契約の最新版は、<https://www.soliton.co.jp/eula/> に掲載しています。

許諾ユーザー名：

許諾プログラム： WrappingBox / Soliton SecureBrowser (Soliton SecureBrowser II 及び Soliton SecureBrowser Pro)

使用許諾数：

許諾期間：

1. 新バージョンまたは新機能が入手可能になると、本ソフトウェアはユーザーの端末上で自動的に更新されることがあります。
2. 本プログラムの各種機能などは、ソリトンが開発・販売する Soliton SecureGateway と連動することで利用可能になります。

第1条 プログラムの使用許諾

1. ソリトンは、上記の許諾プログラム(以下「本ソフトウェア」という)の原権利者として、あるいは本ソフトウェアの原権利者との再許諾権契約により、本ソフトウェアの使用権を許諾する権利を有しています。
2. ソリトンはお客様に対し、以下の非排他的権利を許諾します。
 - (1) 本ソフトウェアを端末にインストールし本ソフトウェアに含まれる機能を使用すること。「インストール」とは、端末内に本ソフトウェアを取り込むことを言います。
 - (2) 本ソフトウェアを、Soliton SecureGateway に接続して利用すること。
 - (3) バックアップ目的で本ソフトウェアを1部のみ複製すること。
 - (4) 上記使用許諾数の範囲内のユーザーが、インストールして使用すること。
 - (5) 上記で許諾期間が定められている場合にはその期間内で使用すること。
 - (6) 本ソフトウェアが標準で提供する使用範囲内で使用すること。本ソフトウェアが標準で提供する使用範囲は、本ソフトウェアのマニュアルを含む各種ドキュメント又は Web サイト等に記載の最新の情報を指します。

第2条 知的財産権の帰属

1. 本ソフトウェア、前条第2項に従ってお客様が作成した複製物及びこれらに関連するドキュメントの著作権その他一切の知的財産権は、ソリトン又は許諾ライセンスの原権利者に帰属します。本ソフトウェアは、著作権法および国際著作権条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法令ならびに条約によって保護されています。また、本ソフトウェアの所有権はソリトンに帰属し、お客様は本契約に認められた範囲内で本ソフトウェアを限定的に使用することができます。
2. 本契約によって許諾される権利を除いては、いかなる権利もお客様に譲渡又は許諾されないものとします。

第3条 禁止事項

お客様は、本ソフトウェア及び関連するドキュメントについて次の事項を行ってはならないものとします。

- (1) 本契約によって許諾される範囲を超えた使用又は複製
- (2) 第三者への販売・譲渡・貸与・配布又は再使用許諾もしくはこれらに類する行為
- (3) 改変、リバースエンジニアリング又は逆アセンブルもしくはこれらに類する行為
- (4) 著作権表示の変更・削除
- (5) 販売目的での直接的・間接的な輸出

第4条 保証

1. 本ソフトウェアの無償保証については、出荷後 90 日間、製品媒体を構成する電子ファイルの破損等、品質上の欠陥がないことを保証します。媒体に不具合が発見された場合は無償で交換します。
2. 前項の規定に関わらず、以下の事項については有償無償を問わず保証の範囲外とします。
 - (1) ソリトンのソフトウェア製品の使用に際して生じた直接的、間接的および偶発的なすべての損害
 - (2) 誤使用、改造、ソリトンが認めた環境仕様に適合しない操作、又はソリトン以外のソフトウェア製品やメディア等を使用した結果生じた不具合及び損害
 - (3) 購入時やライセンス申請・更新時に登録したお客様情報について、変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、ソリトンからお客様への通知、郵送およびほかのコンタクトの不達により生じる不利益および損害
 - (4) 天災地変その他不可抗力により生じた不具合及び損害
3. 本ソフトウェアは、現状有姿のまま提供され、ソリトンは、本契約および別途お客様と締結する Soliton SecureGateway の年間サポートサービス契約に明示された場合を除き、瑕疵を含め一切の保証を行いません。

第5条 適用

本ソフトウェアの一部に、オープンソースを含むサードパーティ・ソフトウェアを使用している場合があります。ソリトンは、本契約第1条1項および2項、第2条ならびに第3条の制限(以下総称して「制限等」という)が、本ソフトウェアに適用される法令(以下「適用法」という)により禁止、又は本ソフトウェアに含まれるサードパーティ・ソフトウェア使用許諾契約(以下「第三者使用許諾」という)により禁止される場合には、当該サードパーティ・ソフトウェアに関し、本契約の制限等に優先して適用法および第三者使用許諾を適用するものとします。

第6条 免責

以下の事項についてソリトンは責任は一切負いません。

- (1) 第4条「保証」の定めにかかわらず、本ソフトウェアの一部にオープンソースを含むサードパーティ・ソフトウェアを使用している場合には、ソリトンは、サードパーティ・ソフトウェアに関して保証を行いません。また、第三者使用許諾によりサードパーティ・ソフトウェアのソースコードをお客様に提供する場合についても当該ソースコードに関する対応および保証を一切行いません。
- (2) 本ソフトウェアのインストールまたは使用に関連して生じた直接的、間接的および偶発的なすべての損害(お客様所有のハードウェアまたは他のソフトウェアの破損・不具合等を含

むがこれに限定されない。また、通常損害、特別損害を問わない。)

- (3) 本ソフトウェアの機能が、お客様の要望を全て満たせることを保証するものではありません。
- (4) 誤使用、改造、ソリトンが認めた環境仕様に適合しない操作、又はソリトン以外のソフトウェア製品やメディア等を使用した結果生じた不具合及び損害
- (5) 天災地変その他不可抗力により生じた不具合及び損害

第7条 反社会的勢力排除

お客様は、お客様、およびお客様の親会社、子会社等の関連企業並びにお客様の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)、従業員、又は自己の主要な出資者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるもの(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力ではなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、暴力的な要求行為、反社会的勢力を名乗る等して取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、相手方の名誉・信用を毀損し、業務の妨害を行い若しくは不当要求行為、その他これらに準ずる行為をなさないことを表明し、保証します。

第8条 機密情報

「機密情報」とは、ソリトンあるいは、原権利者の、非公開の企業情報、技術情報をいい、ソリトンあるいは、原権利者の営業秘密、ノウハウであり、口頭あるいは、書面をもって「機密」と指定されたもの、また、お客様をして、ソリトンあるいは原権利者の機密・所有として認識されるべきものを含みますが、これに限定されません。お客様は、機密情報を極秘扱いとすることに同意し、ソリトンあるいは原権利者の書面による承諾がない限りは、機密情報を利用できません。お客様は、権限のない者に機密情報へアクセスさせないことを保証します。上記にかかわらず、機密情報には、次の情報は含まれません： 1) お客様の契約違反によらず、公知となっているもの 2) 機密情報とは無関係にお客様にて開発されたもの 3) 開示制限なく、お客様に対して第三者により正当に開示されたもの。

第9条 商標権

ソリトンという名称およびその他関連ロゴ・デザインは、日本などにおいて登録されているソリトンの占有商標であり、お客様は、ソリトンより商標許諾権を得ることなく、これらの商標を使用あるいは、複製することはできません。本ソフトウェアあるいは、ソリトンのホームページに掲載されている、全ての商標、商品名あるいはサービスマークは、それぞれの所有者の専有的財産となります。無断複製・転載を禁じます。

第10条 プライバシー

ソリトンあるいは原権利者は、お客様より提供された情報(登録情報や利用環境に関する情報などを含みます)の取り扱いについて、<https://www.soliton.co.jp/privacy.html> に記載の個人情報保護に関する方針に則ります。

第11条 ハイリスク使用

本ソフトウェアは、リスクの高い活動のために使用されることを意図・設計したものではありません。本ソフトウェアの不具合または故障が、人身傷害、死亡、あるいは、器物・環境または商取引への損害を招くことが合理的に予期される場合は、本ソフトウェアのお客様の使用を禁じます。またこれに関わらず、いかなる生命維持装置への接続における使用も禁じます。ソリトンは、これらの目的のための適合性についての明示・黙示保証を明確に排除します。ソリトンは、本ソフトウェアの上記使用に伴う賠償あるいは損失について一切の責任を負いません。

第12条 その他

1. 本契約は、お客様が本ソフトウェアのインストーラ(インストール用モジュール)で「同意します」を選択し継続実行するか、本ソフトウェアをインストールしたときから発効し、お客様が本ソフトウェアの使用を終了するか、又は次項に基づきソリトンが本契約を解除するまで有効とします。
2. お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、ソリトンはお客様に何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除できるものとします。この場合、お客様は本ソフトウェアを端末上から削除すると共に本ソフトウェア、その複製物およびその付属品(関連するドキュメントを含む)のすべてを、ソリトンの指示に従って削除または返却するものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアを日本国外に持ち出される場合、お客様の責任のもと、日本国内外の輸出管理に連関する法規を遵守すること。
4. 本ソフトウェア及びドキュメントを含む技術データは、日本の輸出管理関連法規の対象となります。お客様は、当該輸出管理関連法規の遵守義務が生じます。
5. お客様の契約違反によってソリトンが損害を受けた場合、ソリトンはお客様に対して損害賠償を請求できるものとします。また、ソリトンは当該解除によりお客様または第三者に発生した損害を賠償する責任は一切負わないものとします。
6. 本契約の一部条項無効、非合法あるいは法的強制力がないと判断された場合、当該条項は、法の許す最大限の範囲で実行され、残りの条項は影響を受けないものとします。
7. 本契約に関連して生じた紛争について裁判による解決を図る場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
8. 本契約は、日本国法に従って解釈されるものとします。